

松山市技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

この取組方針は、平成19年7月9日付け19市第467号「技能労務職員等の給与等の総合的な点検の実施等について」により愛媛県を通じて国から送付された次の通知を受け、現状、今後の基本的な取組方針等について公表するものです。

【送付通知】 総行給第61号、総財公第97号

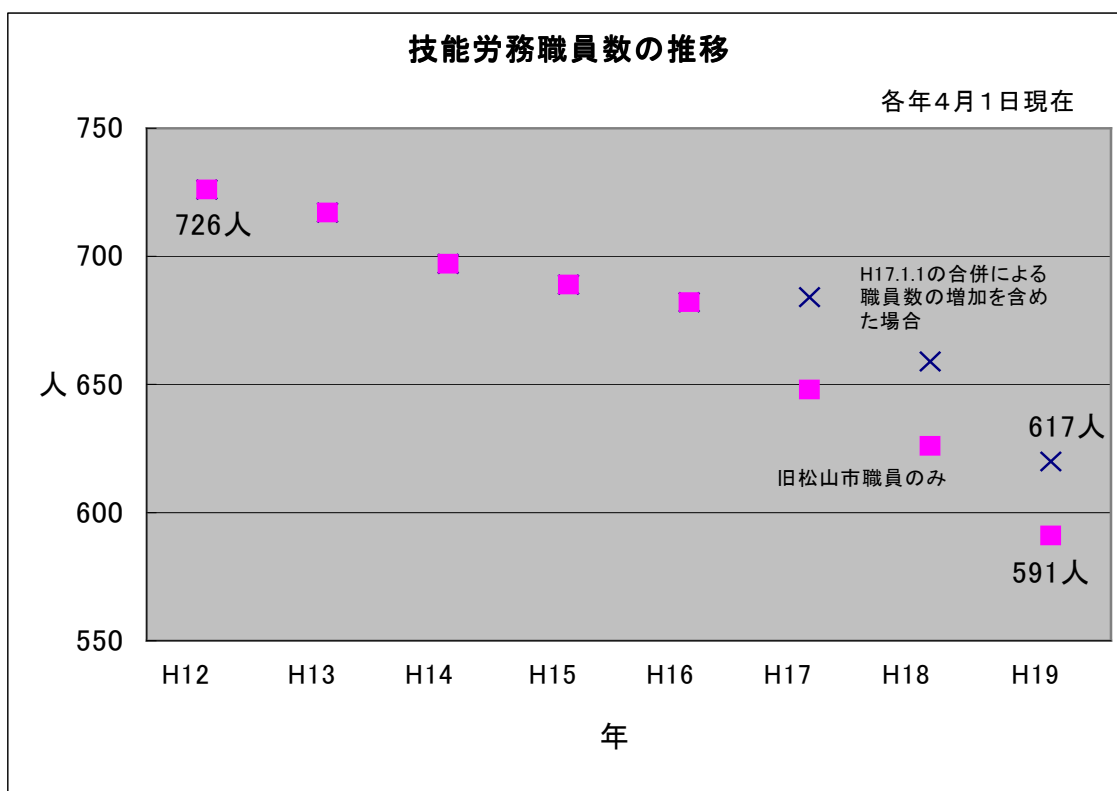
「技能労務職員等の給与等の総合的な点検の結果の実施について」
事務連絡

「技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針について」

1. 現状

(1) 職種ごとの人数・平均給与・平均年齢等

松山市の技能労務職員は、平成19年4月1日現在617人であり、次表に示すとおり、平成12年から平成19年にかけて、職員数で109人、比率にして15.0%(平成17年1月1日の旧北条市・中島町との合併により増加した職員数を除いた場合は135人、18.6%)の減少となっています。



平成19年4月1日現在の技能労務職員を、現在従事している職務内容毎に地方公務員給与実態調査に基づく区分に準じて分類した場合、次のような構成となっています。

なお、職種区分「用務員」は市立小中学校の学校校務員、各支所の用務員、道路・公園の管理の作業員、公衆衛生部門の作業員等で、「その他」は道後温泉の応接員等、道路巡視等の巡視員となっています。

技能労務職員の職種別職員数 H19. 4. 1

職種区分	職員数(人)	割合(%)
清掃職員	124	20.1%
学校給食調理員	182	29.5%
用務員	214	34.7%
自動車運転士	13	2.1%
その他	84	6.5%
計	617	100.0%

給料表、期末手当及び勤勉手当については、次表にのとおりに順次改定を行ってきました。

給与改定の状況 (平成12年度～平成17年度)

年度	給料表	期末手当及び勤勉手当
平成12年度	—	▲0. 20月
平成13年度	—	▲0. 05月
平成14年度	▲1. 70%	▲0. 05月
平成15年度	▲0. 50%	▲0. 25月
平成16年度	—	—
平成17年度	▲0. 30%	0. 05月

平成18年4月1日からは、国に準じ給与構造改革を行い、技能労務職員に適用される特殊行政職給料表を平均3. 8%引き下げ、また、昇給については、号給を4分割した上で、新たに導入した人事考課制度に基づく勤務成績の評定結果に応じて、次の昇給区分に決定しています。

昇給区分

	良好	やや良好でない	良好でない
56歳以下	4号給	2号給	0号給
57歳以上	2号給	1号給	0号給

平成19年4月1日における各職種別の平均給料・平均給与・平均年齢は、次のとおりとなっています。

職種別の平均年齢・平均給料月額等

H19. 4. 1

職 種	平均年齢 (歳)	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (円)
清掃職員	40. 4	298,707	377,404
学校給食調理員	47. 5	279,114	299,840
用務員	46. 9	345,246	409,932
自動車運転手	49. 3	354,115	431,782
その他	45. 3	294,223	327,221
計	45. 9	309,617	360,120

(2) 民間従業員の状況

(1)で区分した技能労務職員の職種について、厚生労働省が実施する賃金構造基本統計調査のデータのうち、職務の内容が類似すると思われる民間の職種・産業区分(《類似すると思われる職種》を参照)の労働者のデータとして、総務省から示されたデータは、次のとおりです。

平均給与等の状況

(H16、17、18年の各6月期の平均)

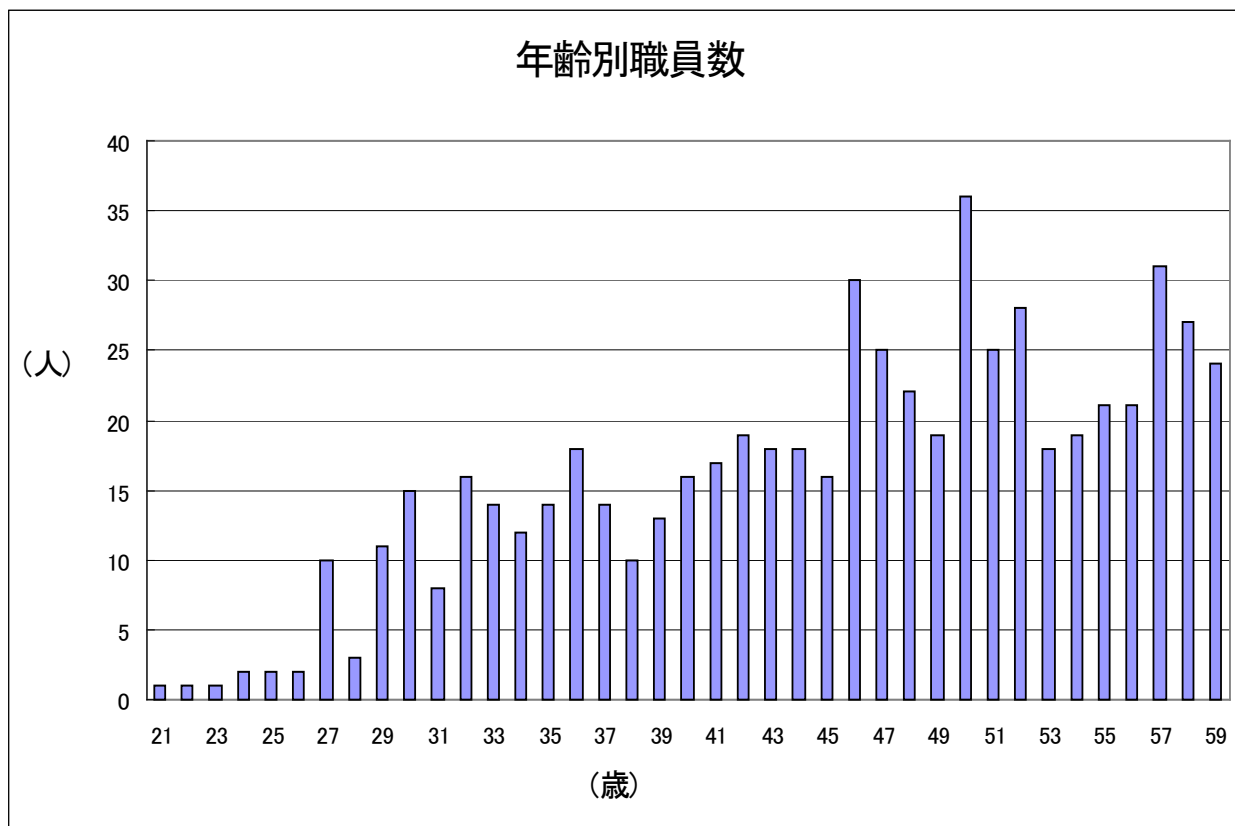
	全国の民間			愛媛県内の民間		
	人数	平均年齢 (歳)	平均給与 (千円)	人数	平均年齢 (歳)	平均給与 (千円)
廃棄物処理業従事者	10,376	43.3	299.8	—	—	—
調理師	19,109	41.5	256.8	243	43.4	225.7
用務員	1,726	53.9	227.2	—	—	—
自家用自動車運転者	1,923	52.5	286.2	11	57.6	238.0

《類似すると思われる職種》

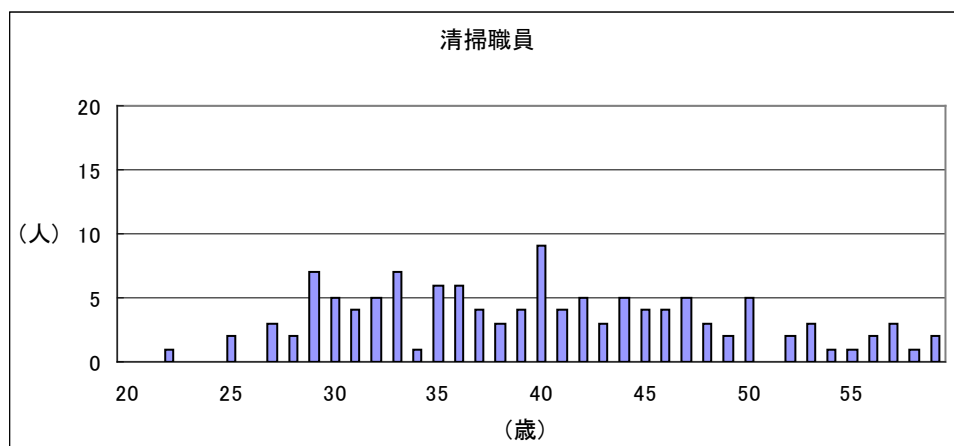
地方公務員	民間
清掃職員 ごみ(し尿)収集運搬車の運転手、収集作業員及びごみ(し尿)処理施設に従事する職員(清掃事業の現場の職員に限り、清掃関係施設において会計事務、計量事務を本務とする職員及び庁舎内等の清掃職員は対象外。)	廃棄物処理業従業者 産業大分類Qサービス事業のうち中分類Q85の「廃棄物処理業」に従事する者。 (ごみ収集運搬業、ごみ処分量、し尿処理運搬業、し尿諸分業等の一般廃棄物処理業及び産業廃棄物処理業が含まれる。)
学校給食員 学校及び給食センターにおいて給食の調理を行う職員。	調理師 飲食店、料亭、旅館、ホテル等において、旅客又は従業員の食事の献立作成、食物の調理に従事する者。
用務員 用務員、労務作業員等の庁務又は労務に従事する職員。	用務員 事業所内外の清掃、後片付、従業員の用足し、使い走りを行うほか、手不足の際、荷物の梱包、発送を手伝う等、事業所の系統的な本来の仕事とは直接関係のない種々の雑務、雑役的な仕事に従事する者。
自動車運転手 自動車運転手、車庫長等の業務に従事する職員。	自家用自動車運転者 自家用の乗用自動車を運転して社員及び来客を送迎する仕事に従事する者。

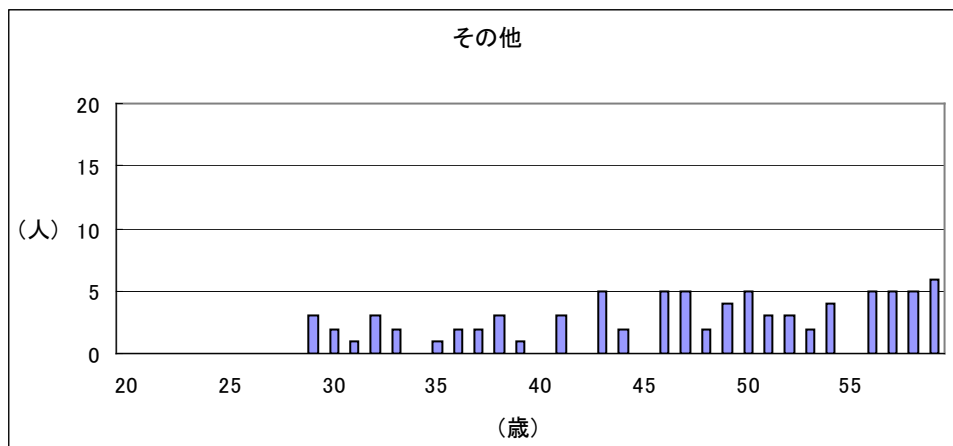
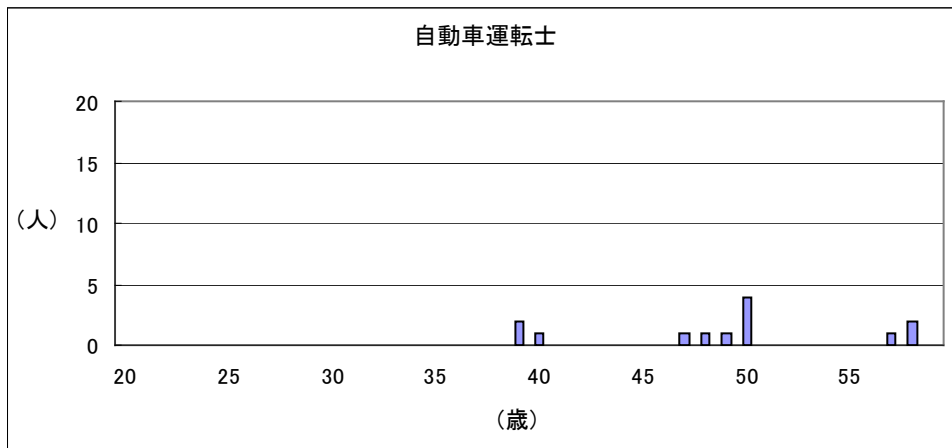
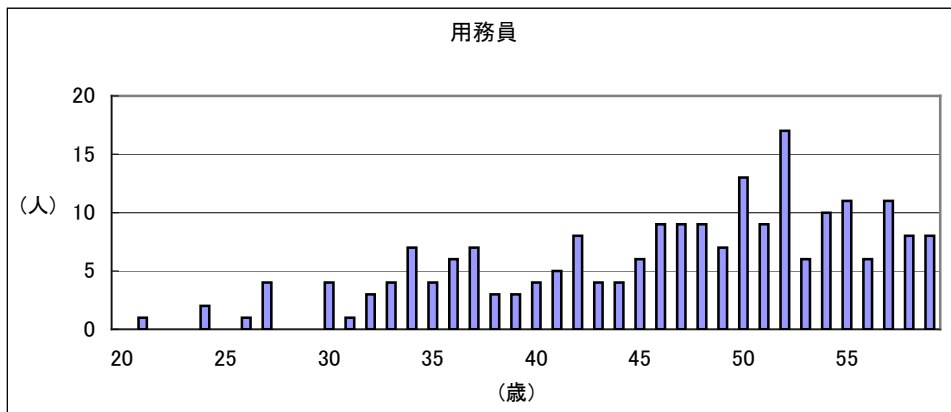
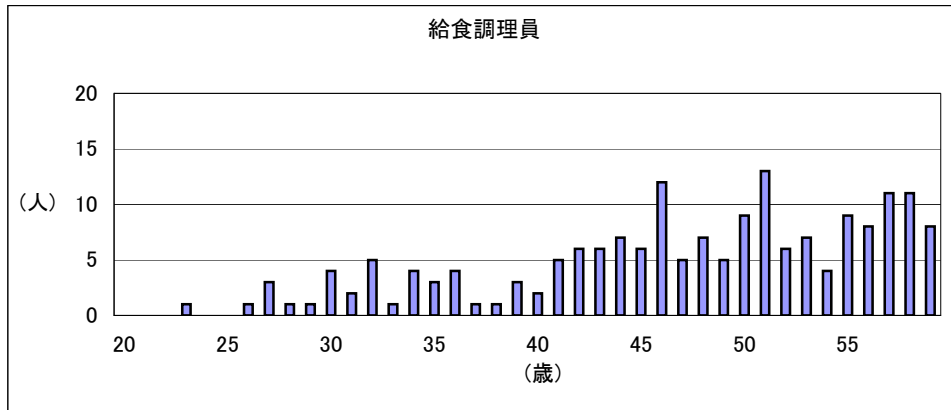
(3) 職種ごとの年齢別の職員数

平成19年4月1日における技能労務職の年齢別の職員数及びその職種ごとの内訳は、次のとおりです。



< 職種別内訳 >





(4) その他給与に関する事項(給料表、職員手当等)

給料表は、別紙のとおりです。

職員手当については、次のとおりとなっています。

職 員 手 当

H19. 12. 1

手当名称	内容及び支給単価
期末手当	6月期 1. 4月 12月期 1. 6月 ※休職等による勤務期間に応じて支給月数を減
勤勉手当	6月期 0. 725月 平成20年度は 6月期 0. 735 12月期 0. 745月 12月期 0. 735 ※休職等による勤務期間に応じて支給月数を減 【勤務成績の反映】 支給期毎に業績考課を実施し、勤務成績に応じて支給月数を減
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 13, 000円 配偶者以外の扶養親族 6, 500円 扶養親族でない配偶者を有する職員の扶養親族のうち1人 11, 000円 (備考) 満15歳に達する日後の最初の年度初から満22歳に達する日以降の最初の年度末までの子一人につき5, 000円加算
住居手当	自ら居住するための住宅等を借り受け、家賃等を支払っている職員又はその所有に係る住宅に居住する職員であるもの等に支給 〔借家・借間居住者〕 家賃23, 000円以下 家賃額－12, 000円 家賃23, 000円超55, 000円未満 (家賃額－23, 000円)÷2+11, 000円 家賃55, 000円以上 27, 000円(支給限度額) 〔持家居住者〕 4, 500円
特殊勤務手当	下表のとおり

通勤手当	<p>通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を使用している職員等に支給</p> <p>〔交通機関使用者〕 最長6箇月の定期券等の価額に相当する額を一括支給(1箇月当たりの支給限度額55,000円)</p> <p>〔交通用具使用者〕</p> <table border="0"> <tr><td>片道 1Km以上 3Km未満</td><td>2,300円</td></tr> <tr><td>3Km以上 5Km未満</td><td>2,700円</td></tr> <tr><td>5Km以上10Km未満</td><td>4,600円</td></tr> <tr><td>10Km以上15Km未満</td><td>7,000円</td></tr> <tr><td>15Km以上20Km未満</td><td>9,400円</td></tr> <tr><td>20Km以上25Km未満</td><td>11,300円</td></tr> <tr><td>25Km以上30Km未満</td><td>13,700円</td></tr> <tr><td>30Km以上35Km未満</td><td>16,100円</td></tr> <tr><td>35Km以上40Km未満</td><td>18,500円</td></tr> <tr><td>40Km以上</td><td>20,900円</td></tr> </table>	片道 1Km以上 3Km未満	2,300円	3Km以上 5Km未満	2,700円	5Km以上10Km未満	4,600円	10Km以上15Km未満	7,000円	15Km以上20Km未満	9,400円	20Km以上25Km未満	11,300円	25Km以上30Km未満	13,700円	30Km以上35Km未満	16,100円	35Km以上40Km未満	18,500円	40Km以上	20,900円
片道 1Km以上 3Km未満	2,300円																				
3Km以上 5Km未満	2,700円																				
5Km以上10Km未満	4,600円																				
10Km以上15Km未満	7,000円																				
15Km以上20Km未満	9,400円																				
20Km以上25Km未満	11,300円																				
25Km以上30Km未満	13,700円																				
30Km以上35Km未満	16,100円																				
35Km以上40Km未満	18,500円																				
40Km以上	20,900円																				
時間外勤務手当	<p>正規の勤務時間以外に勤務した職員に支給</p> <p>※勤務1時間につき、1時間当たりの給与額に100分の125～100分の150を乗じた額</p>																				
夜間勤務手当	<p>正規の勤務時間として午後10時から午前5時までの間に勤務する職員に支給</p> <p>※勤務1時間につき、1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額</p>																				
休日勤務手当	<p>祝日法による休日等及び年末年始の休日において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給</p> <p>※勤務1時間につき、1時間当たりの給与額に100分の135を乗じた額</p>																				

特殊勤務手当

H19. 4. 1

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
毒性薬剤使用手当	生活衛生課・農業指導センターに勤務する技能労務職員	毒性薬剤を使用する業務に直接従事	日額300円以内
高所等勤務手当	右業務に従事する技能労務職員	業務遂行上高所等の現場での作業に直接従事	日額230円
犬猫処理手当	清掃課・生活衛生課・公園緑地課に勤務する技能労務職員	犬猫の死体処理作業等に直接従事	1体につき400円

災害応急作業等手当	災害対策本部等からの指示により右業務に従事する技能労務職員	異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれのある現場等において行う作業に直接従事	日額730円以内
特殊現場業務手当	競輪事業課等に勤務する技能労務職員	競輪開催業務に直接従事	日額650円以内
水上等勤務手当	空港港湾課港務所、観光産業振興課鹿島渡船に勤務する技能労務職員	水上等危険度の高い現場での作業に直接従事	日額800円以内
特殊労務等勤務手当	清掃課等に勤務する技能労務職員	ごみ収集に直接従事	日額1,300円
	公園緑地課堀の内詰所、総合公園事務所に勤務する技能労務職員	ごみ収集、し尿処理、藻の除去及び白鳥の飼育に直接従事	日額700円
	横谷埋立センター、大西谷廃棄物センター等に勤務する技能労務職員	ごみの埋立等に直接従事	日額1,100円
	下水道サービス課緑町詰所に勤務する技能労務職員	下水道のしゅんせつ及び維持管理に直接従事	日額1,100円
	道路管理課緑町詰所に勤務する技能労務職員	れき青材等を使用する道路補修工事に直接従事	日額1,100円
	道後温泉事務所に勤務する技能労務職員	応接、救護、施設の維持管理等現場業務に直接従事	日額250円
	学校給食共同調理場、保育園に勤務する技能労務職員	電動スライサー、、熱湯等を使用し給食調理業務に直接従事	日額300円以内
	小中学校、支所又は競輪事業課に勤務する技能労務職員	電動工具等を使用し特に危険と認める営繕業務に直接従事	日額130円
	上記の技能労務職員及びこれらとの均衡上市長が特に必要と認める技能労務職員	12月29日から1月3日までの間の通常勤務	1時間当たり1,060円(1日8時間を上限)

作業指導員等業務手当	技能労務職(作業指導員等)	現場作業に関し、所属職員の作業遂行の指導に直接従事	日額400円以内
火葬業務手当	斎場に勤務する技能労務職	火葬業務に直接従事	1件につき900円

2. 基本的な考え方

本市においては、これまでも市町村合併をはじめとして、効率的な行政運営を目指した行政改革に必死に取り組んできたところですが、引き続き「行政改革大綱」や「健全な財政運営へのガイドライン」に基づく更なる行財政改革努力を行うとともに、職員の意識改革、能力アップを図り、市民の知恵と工夫もお借りしながら、「みんなでつくろう みんなの松山」の精神で、厳しい財政状況のもとでも、市民生活や地域経済にできる限りの配慮を行いつつ、この難局に立ち向かっていく必要があります。

そのため、今まさに、新行政改革大綱第三次実施計画(推進期間 平成19年度～平成21年度)に基づく行政改革に取り組んでおり、重点的取組事項として掲げています「事務事業の仕分けの基準と廃止対象事務事業の選別」「公の施設の経営改革」「外郭団体の見直し」「歳入財源の確保への取組み」をはじめ、これまで以上に厳しい取組みが想定されますが、さらなる行政改革に挑んでいくこととしています。

こうした中で、本市職員の給与については、一般の行政職員、技能労務職員にかかわらず、平成18年4月1日の給与構造改革など、給与の適正化等を実施し、人件費の総額抑制に努めてきたところです。今後におきましても、集中改革プランに掲げる定員管理の適正化の目標達成に向け、職員数の純減を計画的に進めるとともに、国・愛媛県との均衡を図ることにより、地域の民間給与の適切な反映に努め、総人件費の抑制を図っていくこととしています。

3. 具体的な取組内容

本市の技能労務職員の給与については、給与構造改革を平成18年4月1日に実施し、既に平成19年1月1日の昇給期から新しい人事考課制度による考課結果に基づき「良好4号給」「やや良好でない2号給」「良好でない0号給」に区分する査定昇給を導入しています。また、勤勉手当についても、人事考課の結果に基づき成績率を決定するなど、一般の行政職員と同等の人事考課に基づく給与制度となっています。

しかしながら、特殊勤務手当や時間外勤務手当などの職員手当と給料を合計した給与について、全国の民間従業員の平均給与(賃金構造基本統計調査による平均額)と比較すると、清掃職員1.26倍、学校給食員1.33倍、用務員1.80倍、自動車運転手1.81倍となっています。また、愛媛県内の民間従業員と比較すると、学校給食員1.33倍、自動車運転手1.81倍(他の職種については、比較データがありません。)と、職種によってばらつきがあるものの、総じて技能労務職員の給与水準が高くなっています。

なお、上記の厚生労働省調査による民間給与は、人事院勧告における調査方法と異なり、事業所の規模や従業員の勤続年数などを考慮しない平均給与の比較であることから、単純な比較は適当でないという意見もあります。

一方、国の技能労務職員と本市技能労務職員の平均給与(平成19年4月1日現在。国の平均給与には時間外勤務手当・特殊勤務手当等が含まれたデータがないため、これらの手当は除いています。)の単純比較では、市は国の1.02倍となっています。この結果については、比較基準を揃えるため、時間外勤務手当や特殊勤務手当などが含まれておらず、また、国家公務員には地域手当(給料の2%~14%。支給対象地域外に勤務する者も含まれています。松山市は支給対象地域外のため全く含まれていません。)が含まれているなどのため、本市の技能労務職員の給与水準の方が高いと考えられます。

こうした中で、平成19年度には、特殊勤務手当の適正化に向け、平成11年度以来の総点検を行ない、行政職員等を対象とした特殊勤務手当を20種類から5種類に廃止・統合する抜本的な見直しを終えたところですが、技能労務職員の給与については、平成20年度から、現在、職員組合と交渉中の特殊勤務手当の見直しに着手するとともに、給料表や諸手当を含む給与全体の水準の適正化に向けた取り組みを進めていくこととします。

4. その他

本市においては、平成12年12月に新行政改革大綱を策定し、第一次実施計画(大綱策定時～平成15年度)、第二次実施計画(平成16年度～平成18年度)に基づく取組みを進めてきたところです。

第一次、第二次実施計画における平成12年度から平成18年度までの民間委託等の取組み状況は、下表のとおり、都市公園のごみ収集等、索道施設や道後温泉の券売等、保育所の管理運営、ごみ処理施設でのごみ受入等について、指定管理者制度の活用も含め、積極的に民間委託等を実施してきました。

また、本市は、平成17年1月1日に旧北条市・中島町を編入合併しており、本市及び合併した1市1町の職員数の合計は、平成12年4月1日時点での3,891人でしたが、合併を契機とする抜本的な人員削減への取組み、さらには、平成17年度に策定した集中改革プランの推進により、平成19年4月1日現在で3,528人となっており、この7年間で368人、率にして9.3%という職員数の大幅な純減を達成しています。

こうした中、平成18年度からは技能労務職員の採用を行っておらず、「1. 現状」で示したように、技能労務職員についても、平成12年4月1日から平成19年4月1日にかけて、職員数で109人、比率にして15%(平成17年1月1日の旧北条市・中島町との合併により増加した職員数を除いた場合は135人、18.6%)と大幅に減少しています。

さらに、平成19年3月には、第三次実施計画(平成19年度～平成21年度)を策定し、①事務事業の仕分けの基準の設定と廃止対象事務事業の選別、②公の施設の経営改革、③外郭団体の見直し、④歳入財源確保への取組みについて特に重点的に取り組むこととしています。

この第三次実施計画の初年度である平成19年度においては、松山市中島病院を民営化するとともに、生石保育所、小百合保育所の管理運営や味生学校給食共同調理場、三津浜学校給食共同調理場における調理業務を民間委託、また、南クリーンセンターのごみ受入業務等についても民間委託を行いました。

さらに、平成20年度には、松山城の管理運営、図書館の窓口業務などについて、指定管理者制度の活用や民間委託を行いました。

今後につきましても、集中改革プラン、新行政改革大綱第3次実施計画に基づき、引き続き積極的な事務事業の見直し、民間委託等とともに定員管理の適正化等を進めてまいります。

民間委託等の状況(公の施設関係)

年度	施設名	業務内容
平成16年度	都市公園	ごみ収集等
	索道施設	ロープウェイ内観光案内
		券売・改札
	道後温泉施設	券売
		施設案内
水道施設	検針、収納、電算処理等	
垣生浄水場	運転・保守管理	
平成17年度	中央浄化センター	運転・維持管理
	西部浄化センター	運転・維持管理
	北部浄化センター	運転・維持管理
	北条浄化センター	運転・維持管理
	市之井手浄水場	運転管理
平成18年度	中之川地下駐車場	管理運営代行(指定管理者制度)
	二番町駐車場	
	上野町駐車場	
	石井保育園	管理運営
	伊台保育園	管理運営
	市道	維持管理
	別府第一市民運動広場	管理運営代行(指定管理者制度)
	別府第二市民運動広場	
	拓川市民運動広場	
空港東第四公園テニスコート		
平成19年度	生石保育園	管理運営
	小百合保育園	管理運営
	味生学校給食共同調理場	調理業務
	三津浜学校給食共同調理場	調理業務

民間委託等の状況(その他の事務事業関係)

年度	業務内容
平成15年度	公用車運転業務 システム維持管理
	環境分析 委員会記録作成
平成16年度	西クリーンセンターごみ受入その他
平成17年度	ユスリカ駆除対策等 横谷埋立センター埋立ごみ処理等
平成19年度	南クリーンセンターごみ受入その他

別紙

特殊行政職給料表 (H19. 4. 1適用)

職務の 級 号給	1 級 給料月額 (円)	2 級 給料月額 (円)	3 級 給料月額 (円)
1	138,600	216,700	274,900
2	139,400	218,200	276,900
3	140,200	219,800	278,900
4	141,000	221,400	280,900
5	141,700	223,000	282,700
6	142,800	224,800	284,800
7	143,900	226,700	286,900
8	145,000	228,600	289,000
9	146,100	230,400	291,000
10	147,300	232,300	292,900
11	148,500	234,100	294,800
12	149,700	235,900	296,700
13	150,700	237,700	298,700
14	151,900	239,500	300,700
15	153,100	241,300	302,700
16	154,300	243,100	304,700
17	155,600	245,000	306,800
18	157,000	246,700	308,900
19	158,400	248,300	311,000
20	159,800	249,900	313,100
21	161,100	251,400	315,000
22	163,000	253,000	316,900
23	165,000	254,700	318,800
24	166,900	256,500	320,700
25	168,600	258,400	322,500
26	170,000	260,200	324,600
27	171,400	262,000	326,700
28	172,800	263,800	328,800
29	174,100	265,700	331,000
30	175,300	267,600	333,200
31	176,500	269,500	335,400
32	177,700	271,400	337,600
33	178,700	273,200	339,600
34	179,800	275,000	341,700

職務の 級 号給	1 級 給料月額 (円)	2 級 給料月額 (円)	3 級 給料月額 (円)
35	180,900	276,800	343,800
36	182,000	278,600	345,900
37	183,100	280,500	348,000
38	184,200	282,400	350,200
39	185,300	284,300	352,400
40	186,400	286,200	354,600
41	187,400	287,900	356,600
42	188,600	289,700	358,700
43	189,800	291,500	360,800
44	191,000	293,300	362,900
45	192,300	295,100	365,000
46	193,600	297,100	367,100
47	194,900	299,100	369,200
48	196,200	301,100	371,300
49	197,600	303,000	373,300
50	199,000	304,800	375,300
51	200,400	306,600	377,300
52	201,800	308,400	379,300
53	203,000	310,000	381,400
54	204,400	311,900	383,200
55	205,800	313,800	385,000
56	207,200	315,700	386,800
57	208,700	317,600	388,600
58	210,300	319,400	390,300
59	211,900	321,200	392,000
60	213,500	323,000	393,700
61	214,900	324,800	395,500
62	216,500	326,600	396,800
63	218,100	328,400	398,100
64	219,700	330,200	399,400
65	221,300	331,900	400,700
66	222,900	333,700	402,100
67	224,500	335,500	403,500
68	226,100	337,300	404,900

職務の 号給	1 級 給料月額 (円)	2 級 給料月額 (円)	3 級 給料月額 (円)
69	227,500	339,000	406,200
70	229,100	340,900	407,300
71	230,700	342,800	408,400
72	232,300	344,700	409,500
73	233,700	346,400	410,500
74	235,300	347,900	411,600
75	236,900	349,400	412,700
76	238,500	350,900	413,800
77	240,100	352,200	414,700
78	241,700	353,500	415,600
79	243,300	354,800	416,500
80	244,900	356,100	417,400
81	246,500	357,400	418,400
82	248,100	358,500	419,500
83	249,800	359,600	420,600
84	251,500	360,700	421,700
85	253,200	361,700	422,800
86	254,900	362,500	423,800
87	256,600	363,300	424,800
88	258,300	364,100	425,800
89	259,800	365,000	426,700
90	261,500	365,800	427,800
91	263,200	366,600	428,900
92	264,900	367,400	430,000
93	266,400	368,300	431,100
94	268,100	369,100	432,100
95	269,800	369,900	433,100
96	271,500	370,700	434,100
97	273,200	371,400	435,100
98	275,100	372,200	436,100
99	277,000	373,000	437,100
100	278,900	373,800	438,100
101	280,600	374,500	439,200
102	282,400	375,300	440,100
103	284,200	376,100	441,000
104	286,000	376,900	441,900

職務の 号給	1 級 給料月額 (円)	2 級 給料月額 (円)	3 級 給料月額 (円)
105	287,600	377,700	442,900
106	289,000	378,400	443,800
107	290,400	379,100	444,700
108	291,800	379,800	445,600
109	293,100	380,500	446,600
110	294,400	381,400	447,500
111	295,700	382,300	448,400
112	297,000	383,200	449,300
113	298,400	383,900	450,300
114	299,400	384,800	451,200
115	300,400	385,700	452,100
116	301,400	386,600	453,000
117	302,400	387,300	454,000
118	303,100	388,100	454,900
119	303,800	388,900	455,800
120	304,500	389,700	456,700
121	305,300	390,400	457,700
122	306,000	391,200	
123	306,700	392,000	
124	307,400	392,800	
125	308,000	393,500	
126	308,600	394,300	
127	309,200	395,100	
128	309,800	395,900	
129	310,400	396,600	
130	311,000	397,400	
131	311,600	398,200	
132	312,200	399,000	
133	312,800	399,700	
134		400,500	
135		401,300	
136		402,100	
137		403,000	
138		403,800	
139		404,600	
140		405,400	

職務の 級 号給	1 級 給料月額 (円)	2 級 給料月額 (円)	3 級 給料月額 (円)
141		406,300	
142		407,100	
143		407,900	
144		408,700	
145		409,500	
146		410,300	
147		411,100	
148		411,900	
149		412,700	